

平成30年第4回12月定例会会議日程

月	日	曜日	時 間	議会関係	備 考
11	14	水			
	15	木			第二小学校収穫祭
	16	金			町村会・連合会議
	17	土	16:00	第1回臨時会	総合文化祭
	18	日			総合文化祭
	19	月			
	20	火		招集告示	全国治水砂防促進大会
	21	水			町村議長会全国研修会①
	22	木			町村議長会全国研修会②
	23	金			りんごのオーナー農園収穫祭 関東ふるさと会
	24	土			
	25	日			椋鳩十夕やけ祭
	26	月	9:00	定例監査	議案提出 13:30～農業委員会
	27	火	9:00	議会運営委員会	議案配布
28	水	9:00	青木村議会視察研修	全国町村長大会 16:00～商工会地域問題	
29	木				
30	金	12:00	一般質問通告	質問期間 広域連合議会 北部ブロック監査委員研修	
12	1	土			
	2	日			10:00～社会福祉大会
	3	月	13:00	商工会陳情	8:30～予算編成会議・企画調整会議
	4	火	9:00	本会議（開会）	資料提出 全員協議会・議員全協 13:10～シルバー人材センター 除雪会議
	5	水			13:00～民生委員会
	6	木	9:00	一般質問検討会	
	7	金			
	8	土	9:00	本会議（一般質問）	質問期間
	9	日			9:00～公民館楽遊塾
	10	月			
	11	火	19:00	予算決算委員会	16:00表彰審査会
	12	水	19:00	総務産建委員会	
	13	木	19:00	社会文教委員会	
	14	金			
	15	土			
	16	日			
	17	月	9:00	常任委員会（予備日）	13:00～予算決算委員会（採決） 終了後 本会議（閉会）・議員全協
	18	火			
19	水			町村会・連合会議 15:00定例選管委員会	
20	木				
21	金				
22	土				
23	日				
24	月				
25	火			農業振興計画協議会	
26	水	8:30	議会運営委員会	9:00全員協議会終了後 第2回臨時会 13:00郡選管臨時総会	
27	木	9:00	定例監査	16:00財産区議会	
28	金			仕事納め	

17日9:00～常任委員会予備日、午後1時～予算決算委員会、終了後議会本会議（閉会）

平成30年第4回喬木村議会定例会議案及び議決結果一覧表

番号	件名	上程日	議決日	議決結果
議案第56号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	H30.12.4		
議案第57号	特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	H30.12.4		
議案第58号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	H30.12.4		
議案第59号	喬木村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	H30.12.4		
議案第60号	平成30年度喬木村一般会計補正予算(第4号)	H30.12.4		
議案第61号	平成30年度喬木村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	H30.12.4		
議案第62号	平成30年度喬木村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	H30.12.4		
議案第63号	平成30年度喬木村介護保険特別会計補正予算(第3号)	H30.12.4		
議案第64号	平成30年度喬木村下水道特別会計補正予算(第3号)	H30.12.4		
議案第65号	平成30年度喬木村水道事業会計補正予算(第2号)	H30.12.4		

平成30年喬木村議会第4回定例会

議案一覧表

12月 4日上程分

◎ 報告議案（0件）

◎ 即決議案（3件）

議案第56号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第57号	特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第58号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎ 総務産業建設常任委員会付託議案（2件）

議案第59号	喬木村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
請願第7号	国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書

◎ 社会文教常任委員会付託議案（1件）

請願第8号	安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める請願
-------	---------------------------------

【一括付託分】

◎ 予算決算常任委員会付託議案（6件）

議案第60号	平成30年度喬木村一般会計補正予算(第4号)
議案第61号	平成30年度喬木村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
議案第62号	平成30年度喬木村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
議案第63号	平成30年度喬木村介護保険特別会計補正予算(第3号)
議案第64号	平成30年度喬木村下水道特別会計補正予算(第3号)
議案第65号	平成30年度喬木村水道事業会計補正予算(第2号)

◎ 本会議最終日議決議案（2件）

発議第7号	議会閉会中の大規模災害時に総務産業建設常任委員会及び社会文教常任委員会を緊急招集して、災害の対応を行うことに関する決議
発議第8号	喬木村議会改革特別委員会設置に関する決議

喬木村議会議長 殿



飯田民主商工会

住所 飯田市松尾新井 6790

電話 0265-23-1040

喬木支部 遠山中

会 長 原寿治

事務局長 北沢健

紹介議員 福澤真理子

## 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書

### 【請願趣旨】

私たちの暮らしや地域経済はいま、大変深刻な状況です。2014年に5%から8%への増税によって戦後初めて2年連続で個人消費がマイナスになりました。増税と、年金カット・医療・介護など社会保障費負担増、そして賃金低下、物価上昇の三重苦のもとで、「これ以上節約するところがない」と悲鳴が上がっています。大規模な自然災害も相次いでいます。地域の商店や零細業者などが、消費税増税を転機に廃業を考えている業者が多くいます。増税は地域経済や生業の大きな危機を招くことにつながります。

2019年10月の消費税率10%への引き上げで5.6兆円の増税となり、「軽減」分を差し引いても4.6兆円=1世帯当たり8万円の増税という試算も出ています。このような状況で消費税を引き上げれば、税率が5%から8%になったときの大不況が再来します。

加えて税率引き上げと同時に実施を狙う「軽減税率」には、重大な問題があります。飲食料品の一部と週2回以上発行の新聞代は税率8%に据え置かれますが、運送費や加工費、広告宣伝費などすべて10%値上がりします。また8%と10%の線引きは単純ではありません。そして、2023年に導入される「インボイス（適格請求書）制度」は地域経済を担う中小業者にとって大きな負担となり、免税業者が商取引から排除されるという重大な問題があります。

そもそも消費税は、所得の少ない人ほど負担が重く、貧困と格差を拡大する根本的な欠陥を持つ税制です。増税されるたびに消費税の滞納額が増え、国税滞納額に占める消費税の割合が高くなっているのはその証拠です。

日本国憲法は応能負担原則に則った税制の確立を要請しています。

消費税増税ではなく、税金の集め方、使い方を見直し、大企業や富裕層を優遇する不公平税制をただすべきです。軍事費や不要不急の大型公共工事への歳出を減らし、暮らしや社会保障、地域経済振興優先に税金を使い、内需主導で家計をあたためる経済政策をとるべきです。そうすれば、社会保障制度の拡充も、財政再建の道も開かれます。

私たちは、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税増税を中止することを強く求めます。

以上の趣旨から下記事項についてお願いいたします。

### 【請願事項】

- 一、2019年10月の消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書を政府に送付していただくこと



請願第 8 号

2018年 11 月 21 日

喬木村 議会

議長 下岡 幸文 様

長野県医療労働組合連  
執行委員長 小林



(連絡先) 長野市高田 2 7 6

TEL 026-228-9376

FAX 026-224-5745

飯田民医連労働  
執行委員長 伊壺



(連絡先) 飯田市鼎中平 1 8 8 4 - 1 ひまわり薬局 3F

TEL 0265-23-3174

FAX 0265-23-3193

## 安全・安心の医療・介護の実現と 夜勤交替制労働の改善を求める請願

【紹介議員】 福澤真理子 (福澤)

### 【請願趣旨】

医療や介護現場での人手不足はいまだに深刻な状態にあります。人手不足により一人一人の過重労働がすすみ、過酷な夜勤や長時間労働などが解消されずに、医師や看護師の過労死を引き起こす事態が続いています。厚生労働省も、医療職場や介護職場の勤務環境改善の必要性を明らかにし、手だてを講じてはいますが、具体的な労働環境の改善には至っていません。

日本医労連の「2017年度夜勤実態調査」では、2 交替勤務病棟のうち 16 時間以上の長時間夜勤の割合は 43.1%、勤務と勤務の間隔が極端に短い 8 時間未満の病棟の割合が 49.0%でした。このような過酷な夜勤実態の背景には、慢性的な人手不足があります。同「2017 年看護職員の労働実態調査」では、慢性疲労を抱えている看護師が 71.7%、健康不安の訴えが 67.5%、そして、「仕事を辞めたい」と思いながら働いている看護師が 74.9%で、その理由としては「人手不足で仕事がきつい」が 47.7%と最も多くなっています。また、介護現場では長時間夜勤の割合はさらに高く、小規模施設では 1 人体制の夜勤が恒常的に行われています。

このように医療・介護職場における労働時間規制を含めた実効ある対策は、猶予できない喫緊の課題です。2007 年に国会で採択された請願内容（夜間は患者 10 人に 1 人以上、昼間は患者 4 人に 1 人以上など看護職員配置基準の抜本改善、夜勤の月 8 日以内の規制など）の早期実施と看護職員等の人員の確保対策を求めます。そして国民誰もが安心して医療・介護を利用できるよう、保険料や一部負担金の負担軽減も同時に必要となっています。

安全・安心の医療・介護の実現のため、下記事項につき、地方自治法第 99 条にもとづく国に対する意見書を提出していただけるよう請願いたします。

### 【請願項目】

1. 医師・看護師・医療技術職・介護職などの夜勤交替制労働における労働環境を改善すること
  - ① 1 日且つ 1 勤務の労働時間 8 時間以内を基本に、労働時間の上限規制や勤務間のインターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設けること
  - ② 夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること
  - ③ 介護施設や有床診療所などで行われている「1 人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制とすること
2. 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・医療技術職・介護職を増員すること
3. 患者・利用者の負担軽減をはかること

以上

発議第7号

議会閉会中の大規模災害時に総務産業建設常任委員会及び社会文教常任委員会を緊急招集して災害の対応することに関する決議

上記の議案を地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第122条及び喬木村会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成30年12月4日提出

喬木村議会議長 下岡 幸文 殿

提出者 喬木村議会議員 後藤 澄壽

賛成者 喬木村議会議員 櫻井 登

賛成者 喬木村議会議員 福澤 眞理子

提案理由

議会閉会中の大規模災害時に総務産業建設常任委員会及び社会文教常任委員会が行う災害対応のための議員活動を公務と位置づけられる方向性を探るため。

議会閉会中の大規模災害時に総務産業建設常任委員会及び社会文教常任委員会を緊急招集して災害の対応することに関する決議

次のとおり定める。

1. 対象議員 総務産業建設常任委員会及び社会文教常任委員会に所属する議員。
2. 目的 閉会中における議員が行う災害対応を公務と位置づけられる方向性をさぐるため。
3. 期間 期間は、議会の閉会中でも調査研究ができるものとし、議会が本件終了を議決するまで継続して調査・研究を行うものとする。

平成30年12月17日

喬木村議会議長 下岡 幸文



発議第8号

喬木村議会改革特別委員会設置に関する決議

上記の議案を喬木村会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成30年12月4日提出

喬木村議会議長 下岡 幸文 殿

提出者 喬木村議会議員 後藤 章人

賛成者 喬木村議会議員 下平 貢

賛成者 喬木村議会議員 中森 高茂

提案理由

喬木村議会の休日・夜間議会の機能充実と兼業議員であっても安定した運営を確立するために、通年会期を含め必要な議会改革の調査研究を推進するため。

## 喬木村議会改革特別委員会設置に関する決議

次のとおり喬木村議会改革特別委員会を設置する。

1. 委員会名称 喬木村議会改革特別委員会
2. 委 員 議員5名（ただし議長を除く。）
3. 目 的 喬木村議会の休日・夜間議会の機能充実と兼業議員であつても安定した運営を確立するために、通年会期を含め必要な議会改革の調査研究を推進するため。
4. 設 置 期 間 喬木村議会改革特別委員会の任期は議員任期とする。委員長及び副委員長の任期は、議長任期とする。議会の閉会中에서도調査ができるものとする。ただし、議会が本件終了を議決するまで継続して調査・研究を行うものとする。

平成30年12月4日

喬木村議会議長 下岡 幸文

## 喬木村議会改革特別委員会設置要綱

### (設置)

第1条 喬木村議会の休日・夜間議会の機能充実と兼業議員であっても安定した運営を確立するために、通年会期を含め必要な議会改革の調査研究を推進するため、喬木村議会改革特別委員会（以下「改革特別委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 改革特別委員会は、議長から諮問された事項に基づき調査及び検討を行う。

### (組織)

第3条 改革特別委員会は、議長を除く議員5名をもって組織する。

2 委員の任期は、議員の任期とする。

### (委員長及び副委員長等)

第4条 改革特別委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し改革特別委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長の任期は、諮問を行った議長の就任期間とし、再任は妨げない。

### (会議)

第5条 改革特別委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員の過半以上から調査検討すべき事件を示して会議の招集 要請があったときは、委員長は会議を招集しなければならない。

3 改革特別委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決をすることができない。

4 改革特別委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

### (意見の聴取)

第6条 改革特別委員会は、調査及び検討のため必要があると認めるときは、

議長を経て次の者の出席を求め、意見を聴くことができる。また、出席者は委員長の許可を得て質疑、発言することができる。

- 2 村長、副村長、教育長
- 3 特定幹部職員
- 4 議会モニター若干名

(会議等の公開)

第7条 改革特別委員会の会議は、公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で決したとき又は公開することが適当でないときと委員長が認めるときは、公開しないことができる。

- 2 改革特別委員会の議事要旨及び答申書は、公開とする。

(オブザーバー)

第8条 議長は、オブザーバーとして改革特別委員会及び検討部会に出席することができるが、採決に影響しない範囲で自由に発言することはできる。ただし、討論・採決に参加することはできない。

(答申)

第9条 改革特別委員会において決定した事項については、随時議長に答申するものとする。

(庶務)

第10条 改革特別委員会の庶務は、委員及び議会事務局において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、改革特別委員会及び検討部会の運営に必要な事項は、改革特別委員会において定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。